

特定家畜伝染病防疫指針の変更について

平成 28 年 10 月
農 林 水 産 省
消 費 ・ 安 全 局

1 背景

「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」（以下「豚コレラ防疫指針」という。）」、「アフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」（以下「アフリカ豚コレラ防疫指針」という。）等の特定家畜伝染病防疫指針については、家畜伝染病予防法第 3 条の 2 第 6 項の規定により、最新の科学的知見及び国際的動向を踏まえ、少なくとも 3 年ごとに再検討を加え、必要に応じてこれを変更することとされている。

今般、上記の 2 つの防疫指針の公表から 3 年が経過したことを踏まえ、これらの変更について検討することとしたい。

2 防疫指針見直しの方針（案）

- (1) 豚コレラについては、本年 9 月、韓国において発生が確認され（韓国本土では約 3 年ぶりの発生）、その原因として野生いのししからの感染の可能性が示唆されている。また、アフリカ豚コレラについては、ロシアや東欧諸国において、野生いのししも含め本病が継続的に発生している。
- (2) これら国際的動向も踏まえ、豚コレラ防疫指針及びアフリカ豚コレラ防疫指針の変更に当たっては、万一我が国で発生が確認された場合に野生いのししのサーベイランス等の対策を強化することを検討することとしたい。
- (3) また、いずれの防疫指針とも、昨年変更された口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の防疫指針と合わせ、外国人技能研修生等の受入れ先に対する飼養衛生管理基準遵守についての指導、家畜飼養者や防疫作業従事者の身体的・精神的ストレスのケア等を追記するなどの変更を検討することとしたい。